

日本福祉大学大学院学費納付規則

(目的)

第1条 日本福祉大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第50条に定める学費の納付については本規則の定めるところによる。

(学費)

第2条 学費とは、入学金・授業料・施設維持費をいう。

2 前項に定めるものの他実習費を徴収することがある。

3 第1項に定める学費納付額は別紙1のとおりとする。

(納付期限)

第3条 学費は毎年、次に定める期限までに所定の金額を一括して納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、別に定める期日までに納付しなければならない。

前学期分—4月30日まで 後学期分—10月31日まで

2 本規則第10条第2項および第3項による学費の減額措置が適用された留年者の学費納付は、学期ごとの分納を認めず、留年する年度の年間学費を一括して前学期分納付期限までに行わなければならない。

(未納者の扱い)

第4条 前条に定める学費納付期限までに学費を納付せず、引き続き前学期分は6月30日まで後学期分は12月31日まで学費未納の者には除籍を内示する。

2 除籍を内示された者が、除籍内示後1ヵ月以内に、所定の学費および別表2に定める除籍内示取消料を納付し、除籍内示取消しの手続きをとった時は、その取り消しを認める。ただし、1ヵ月をこえて手続きをとった場合でも、やむをえない事情があったと認められた時には、その取消しを認める。

(除籍)

第5条 除籍を内示された者が、第4条第2項に定める手続きをとらない時は除籍する。

2 前項により除籍された者の除籍期日は次の通りとする。

前学期分未納者—3月31日

後学期分未納者—9月15日

(休学)

第6条 大学院学則第34条により休学の許可を受けた者の学費は次のとおりとする。

(1) 休学の許可を受けた日の属する学期の学費はこれを徴収する。ただし、休学期間が学期始めから学期末までの全期間にわたる時は、当該学期の学費は徴収しない。

(2) 前号ただし書により学費の納付を免除された者は、別表3に定める在籍

料を納付しなければならない。

- (3) 在籍料は、休学決定通知発信日から2週間以内に納付しなければならない。

(復学)

第7条 大学院学則第36条により復学の許可を得た者の学費は、復学した所属学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

(再入学)

第8条 大学院学則第41条による再入学の申請にあたっては、別表5に定める再入学審査料を納めなければならない。

- 2 再入学許可を受けた者の学費は、再入学した者の属する学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。
- 3 博士課程に3年以上在学し、退学した者が再入学した場合の学費は、別表1に定める学費の半額とする。
- 4 再入学した者の納付した入学金（入学時のみ）が再入学したものの属する学年の入学金（入学時のみ）に比べて、不足を生ずる時はその差額を徴収する。ただし、博士課程に3年以上在学した者が再入学する場合は、これを免除する。
- 5 再入学の許可を受けた者は、許可を受けた日より2週間以内に学費を納付しなければならない。

(満期退学者の再入学)

第9条 大学院学則第42条第2項による再入学の申請にあたっては、別表5に定める再入学審査料を納めなければならない。

- 2 再入学許可を受けた者の学費は、別表4に定める在学料をもって、これにあてるものとする。

(留年)

第10条 留年した者の学費は、留年した所属学年の学生の納付すべき学費納付金額とする。

- 2 修士課程に2年以上在学し、修士論文のみで留年した者の3年目以降の学費は、別表1の授業料・施設維持費について年額の2分の1とする。
- 3 博士課程に3年以上在学し、3年間を越えて在学する者の4年目以降の学費は、別表1の授業料・施設維持費について年額の半額とする。
ただし、博士課程満期退学者としての要件を満たしている者が、研究指導を受けるため引き続き在学する場合の4年目以降の学費は別表1の授業料・施設維持費について年額の4分の1とする。
- 4 第2項ならびに第3項による学費減免措置が後期から適用される場合の学費納付金額は、前期から適用される場合の学費納付金額（年額）と同額とし、後学期分

納付期限までに一括して納めなければならない。

(減免)

第11条 修士課程に社会人入学した者で、あらかじめ1年次に3年間の在学を希望し、大学院研究科委員会において許可された者の2年次・3年次の学費は、別表1の授業料を2分の1とする。

- 2 外国人留学生の減免措置については、別に定める。
- 3 理事長が必要と認めた時は、災害等による特別減免を行うことができる。
- 4 博士課程在学者が課程博士の学位申請を行い、学位審査が申請年度を越え翌年度に至った場合の翌年度の学費については、これを免除する。
- 5 履修証明プログラム修了者が、本学大学院医療・福祉マネジメント研究科医療・福祉マネジメント専攻修士課程に入学した場合、初年度授業料を20%減免する。ただし、他の減免措置との併用はできない。
- 6 本学大学院医療・福祉マネジメント研究科に、社会人入学試験または社会人特別推薦入学試験で入学した者は、最大2年間、年間授業料を10万円減免する。ただし、他の減免措置との併用はできない。

(学費等の返還)

第12条 既に納付した学費及び手数料は原則として返還しない。

- 2 当該学期に在学しない学生の入学金を除く授業料・施設維持費・実習費などの学生納付金は返還する。
- 3 当該学期の成績発表日より前に死亡除籍となった者の入学金を除く当該学期の授業料・施設維持費・実習費などの学生納付金は遺族に返還する。ただし、大規模災害・戦争その他の変乱等を事由とする場合の返還については、財政運営委員会の議を経て措置を決定する。
- 4 返還辞退の申し出があった場合には、返還を行わない。
- 5 返還に関わる振込み手数料などの実費は、返還事由により返還を受けるものが負担する。

(規則の所管課室)

第13条 本規則の所管課室は、経理課とする。

(規則の改廃)

第14条 本規則の改廃は、理事長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和44年4月1日より施行する。
- 2 この規則は、昭和49年4月1日より一部改正施行する。
- 3 この規則は、昭和52年4月1日より一部改正施行する。
- 4 この規則は、昭和54年4月1日より一部改正施行する。

- 5 この規則は、昭和56年4月1日より一部改正施行する。
- 6 この規則は、昭和57年4月1日より一部改正施行する。
- 7 この規則は、昭和59年4月1日より一部改正施行する。
- 8 この規則は、昭和61年12月1日より一部改正施行する。
- 9 この規則は、昭和63年4月1日より一部改正施行する。
- 10 この規則は、平成2年4月1日より一部改正施行する。
- 11 この規則は、平成3年4月1日より一部改正施行する。
- 12 この規則は、平成4年4月1日より一部改正施行する。
- 13 この規則は、平成5年4月1日より一部改正施行する。
- 14 この規則は、平成6年4月1日より一部改正施行する。
- 15 この規則は、平成7年4月1日より一部改正施行する。
- 16 この規則は、平成8年4月1日より一部改正施行する。
- 17 この規則は、平成10年4月1日より一部改正施行する。
- 18 この規則は、平成11年4月1日より一部改正施行する。
- 19 この規則は、平成12年4月1日より一部改正施行する。
- 20 この規則は、平成13年4月1日より一部改正施行する。
- 21 この規則は、平成15年4月1日より一部改正施行する。
- 22 この規則は、平成16年4月1日より一部改正施行する。
- 23 この規則は、平成17年4月1日より一部改正施行する。
- 24 この規則は、平成18年4月1日より一部改正施行する。
- 25 この規則は、平成19年4月1日より一部改正施行する。
- 26 この規則は、平成20年3月4日より一部改正施行する。
- 27 この規則は、平成20年4月1日より一部改正施行する。
- 28 この規則は、平成21年4月1日より一部改正施行する。
- 29 この規則は、平成22年4月1日より一部改正施行する。
- 30 この規則は、平成23年4月1日より一部改正施行する。
- 31 この規則は、平成25年4月1日より一部改正施行する。
- 32 この規則は、平成27年4月1日より一部改正施行する。
- 33 この規則は、平成28年11月1日より一部改正施行する。
- 34 この規則は、平成29年4月1日より一部改正施行する。なお、平成28年度以前の入学者は従前の例による。

別表1 日本福祉大学大学院学費

研究科 専攻 課程 名称	入 学 金 (入学時のみ)	授 業 料 (年 額)	施設維持費 (年 額)	実 習 費 (年 額)	備 考
社会福祉学研究科 心理臨床専攻 修士課程	200,000円	700,000円	100,000円	40,000円	
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士課程 (通信教育)	100,000円	610,000円	—	—	
医療・福祉マネジメント研究 科 医療・福祉マネジメント 専攻 修士課程	200,000円	680,000円	100,000円	—	
国際社会開発研究科 国際社会開発専攻 修士課程 (通信教育)	100,000円	610,000円	—	—	
福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻 博士課程	200,000円	810,000円	140,000円	—	
福祉社会開発研究科 福祉経営専攻 博士課程	200,000円	810,000円	140,000円	—	
福祉社会開発研究科 国際社会開発専攻 博士課程 (通信教育)	100,000円	610,000円	—	—	

- 1 社会福祉学研究科心理臨床専攻修士課程、社会福祉学専攻 (通信教育) 修士課程、医療・福祉マネジメント研究科修士課程入学金について、本学学部卒業生は半額とする。中央福祉専門学校、高浜専門学校、付属高校の卒業生も同様に適用する。
- 2 大学院博士課程入学金について、本学修士課程からの進学者は免除する。
- 3 修士課程において、大学院学則第19条第2項による修了を希望する者の初年度授業料は、表中の金額の1.5倍とする。ただし、1年で修了しない場合の2年目の授業料は表中の金額の0.5倍とする。

別表2

除籍内示取消料	5,000円
---------	--------

別表3

在籍料 (1学期につき)	30,000円
--------------	---------

別表4

在学料 (年額)	50,000円
----------	---------

別表5

再入学審査料	35,000円
--------	---------